



第1部 基礎編

第1章 なぜ、消防の広域化なのか

第1節 消防の広域化の背景

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としています。

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの高度化・多様化など、消防を取り巻く環境は変化しており、また、今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生することが予想されています。消防は、これらの環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うしていく必要があります。

しかしながら、特に小規模な消防本部においては、出動体制、設備資機材、専門員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されています。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、今後も減少する傾向にあります。これに伴い一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少により財政面の制約もさらに厳しくなるものと考えられます。

このような状況に対応するためには、消防本部の規模を大きくすることにより、様々なスケールメリットを活用して、消防の体制の充実強化を図る必要があると考えられます。

第2節 消防の広域化と市町村合併は異なるもの

これまで、住民にとって最も身近な基礎自治体である市町村の行財政基盤の強化を図るため、市町村合併が推進されてきました。市町村合併は行政改革の有力な手段とされ、これにより地方行政のスリム化が図られました。

一方、消防の広域化は、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」と定義されており、市町村の行政分野の一つである消防行政について、その特性を踏まえてより大きな規模で事務を処理することによって、消防力の強化を図ることを目的としています。したがって、消防の広域化は、消防

署所や消防職員の削減を図ることを目的として実施するものではありません。

このように、市町村合併と消防の広域化は、その目的が根本的に異なるものであり、消防の広域化を検討するに当たっては、このことを十分に認識する必要があります。

（備考）

消防の広域化は消防職員の削減を図ることが目的ではありませんが、指定都市などの大都市の消防本部と周辺の小規模消防本部が広域化する場合等、消防力を強化するために消防本部の消防職員を現場に配置した上で、一部の消防職員を削減することにより財政負担が削減した事例もあります。

第3節 消防の広域化は誰のためか

消防は、住民の生命、身体及び財産を守ることを任務としています。消防の広域化は、このような任務を担う消防の対応力を強化し、住民サービスの向上を図るために実施するものであることから、「住民」のために行うものに他なりません。広域化を検討するに当たり、とすると、行政関係者本位、住民不在の議論に陥る場合も懸念されますが、常に「住民のため」を念頭において検討・協議することが極めて重要です。

各市町村においては、住民のため、消防を取り巻く環境や地域における将来の消防を見通し、消防防災体制の強化を図ることが求められます。その手法として、消防の広域化が有効です。国は、自主的な消防の広域化を推進するため、消防広域化推進本部を設置し、消防の広域化を積極的に支援しています。

第4節 消防の広域化を巡る最近の動向

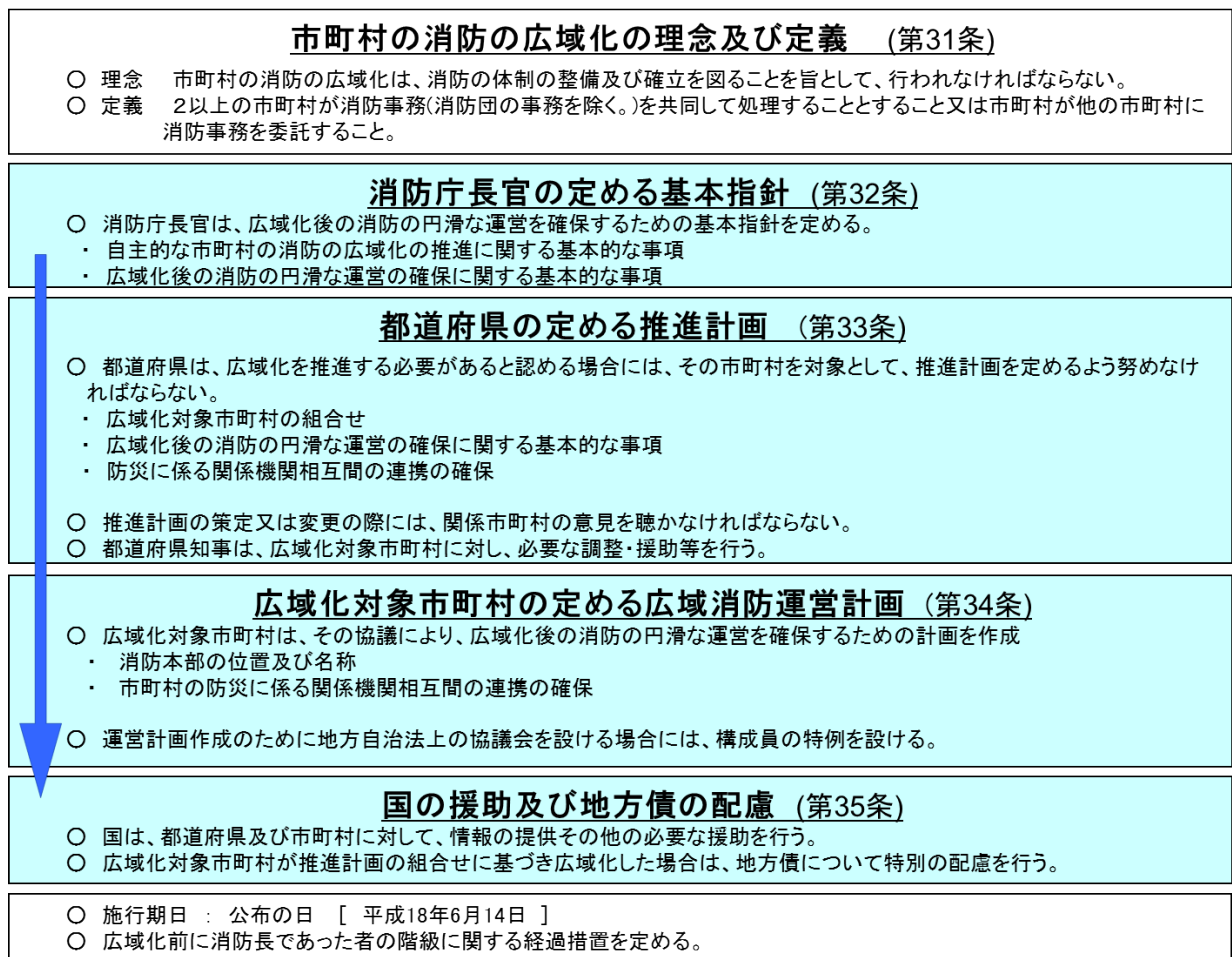
平成6年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進され、全国の消防本部の数は、最も多かった平成3年10月の936本部から、平成18年4月には811本部にまで減少しましたが、広域化が十分進んだとは言い難い状況でありました。そこで、広域化を更に推進するために、平成18年に消防組織法が改正され、新たに市町村の消防の広域化の章が設けられました。また、消防組織法に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）が策定されました。

その後、各都道府県において推進計画が定められ、各地域において広域化の

取組が進められてきました。その結果、平成25年7月1日までに27の地域で広域化が実現し、消防本部は767本部まで減少し、また、埼玉西部消防局のような大規模な消防本部も誕生しました。このように、広域化の取組は一定の進展をみているところです。

基本指針が策定された当初、基本指針における広域化の推進期限は平成24年度末とされていましたが、第26次消防審議会の中間答申を踏まえ、消防の広域化は引き続き推進する必要がある課題であると考えられることから、平成25年4月1日に基本指針を改正し、広域化の推進期限を平成30年4月1日まで延長するとともに、管轄人口の規模目標の変更や消防広域化重点地域の創設などにより、広域化を着実に推進することとしています。

【図】消防組織法（市町村の消防の広域化の章）



第1部 基礎編

第1章 なぜ、消防の広域化なのか

【図】基本指針改正の概要

- 広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上 等の成果が現れており、広域化は消防防災体制の強化のためには有効な手法。
- また、平成24年度の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要。
- ただし、平成24年度末までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、地域の実情を尊重することを基本として、以下のとおりの見直しを行う。

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、 <u>30万の規模目標には必ずしもとられず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。</u>	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	(消防広域化重点地域) 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、 <u>広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。</u> ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	(広域化対象市町村) 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年4月1日 (5年程度延長)	平成24年度末

第2章 消防広域化のメリットとこれに対する懸念

第1節 メリット

第1 災害発生時における初動体制、増援体制の強化

一の消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出動台数や第2次出動体制が充実し、大規模災害・多数疾病者事故等への対応力が強化されるとともに、相互応援に依存せず、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能となります。

また、広域化の検討を契機として、非常備町村の常備化を図ることも考えられます。

【例】

(置賜広域行政事務組合消防本部)

平成25年夏に発生した局地的な豪雨により、組合を構成する市に甚大な被害を及ぼしたが、広域化により、延べ出動車両台数(隊)18隊、出動人員110名で災害対応を行い、床上浸水した自動車学校に取り残された約50名の救助活動も短時間で完了し、災害を最小限に食い止めることができた。地域住民からは「広域消防となったことで、早く駆けつけてくれて助かった。」との感謝の声もあった。

(埼玉西部消防組合)

広域化により下表のとおり出動体制を強化することができた。また、応援協定に基づく依頼を待たずに事案を覚知した段階で直ちに災害規模に応じた車両を出動させることができるようになった。

	所沢市	狭山市	入間市	埼玉西広域	広域化後
第1出動隊数	5台	4台	4台	3台	9台
第2出動隊数	4台	3台	2台	2台	6台
第3出動隊数	3台	—	—	2台	4台
合計 (保有台数)	12台 (12台)	7台 (9台)	6台 (6台)	7台 (10台)	19台 (36台)

(小田原市消防本部)

初動体制(第1出動)における部隊数が6隊から10隊に増加した。

(富山県東部消防組合消防本部)

近年ベッドタウン化が進み人口・世帯数ともに大幅に増加している舟橋村(非常備)に救急隊を常駐させる分遣所を建設し、管轄区域における住民サービスの均一化と現場到着時間の短縮を図っている。

(東近江行政組合消防本部)

非番招集の対応が不要となった。また、救急車の保有台数が3倍以上となったことにより、集団救急事案にも対応できるようになった。

第2 現場活動要員の増強

総務部門や通信指令部門等の消防本部における業務の効率化により生じた人員を、警防部門等の現場に配置することにより、地域の消防力の体制を強化することができます。

【例】

(埼玉西部消防組合)

消防本部事務や通信指令業務の効率化で生じた職員58人を現場活動要員として増員することができた。

第3 救急業務・予防業務の高度化・専門化

人員配置の効率化により、救急業務や予防業務について、担当職員の高度化・専門化を図ることができます。例えば、救急救命士の資格を取得させることにより重度の疾病者に対して高度な救急救命処置が可能になり、また、予防業務に専従させ予防査察や防火管理指導を充実させることが可能になります。

【例】

(置賜広域行政事務組合消防本部)

予防業務の要員として、消防本部に日勤職員7名、各消防署に当直兼務の職員1名を配置し、消防本部と各消防署で役割分担し、予防業務の専門化と効率化を図ることができた。また、救急救命士の資格者を30名から40名以上に増員し、救急隊員の専門課程に入校させるなど、救急業務の高度化・専門化を図ることができた。

(埼玉東部消防組合)

救急救命士が病院研修等により不在となる場合は、署所間で調整し救急隊に救急救命士が不在となることなくなくなった。また、研修先の病院が増えたことにより研修が容易になった。

(小田原市消防本部)

薬剤投与追加講習への派遣人数が増加したことにより全体の9割が薬剤認定救命士となった。

(宇部・山陽小野田消防組合)

消防署にも予防係を設置し、危険物施設の許認可や各署申請・届出の受理に関する市民サービスの低下防止を図ることにより、消防本部を中心に行っていた予防業務が署員にも浸透する効果が生まれた。また、予防技術資格者等の資格取得希望者が増加するなど、組合全体のレベルアップにつながった。

第4 財政規模の拡大に伴う高度な装備・資機材の整備の充実

消防本部の財政規模が拡大され、安定的な財政運営を行うことができるようになることにより、小規模消防本部では整備が困難であったはしご車や救助工作車などの車両や発信地表示システム等を備えた高機能消防指令センターの計画的な整備が可能となります。また、類似の装備・資機材等に対する重複投資を回避することができます。

【例】

(置賜広域行政事務組合消防本部)

有利な地方財政措置である緊急防災・減災事業債（地方債充当率100%、交付税措置率70%）を活用し、消防庁舎の整備や資機材搬送車、高規格救急自動車、水槽付き消防ポンプ自動車等の車両の整備を実施した。

(埼玉西部消防組合)

特殊車両（はしご車・化学消防車等）の適正配置により、重複投資の回避を図ることができ、10年間で3億5,600万円の削減が可能となった。

(小田原市消防本部)

高度救助隊を発足させるとともに、財政削減効果を活用し、特殊装備を導入することができた。高度救助隊と特別救助隊2隊の合計3隊体制になったこと

により、効率的な部隊運用や様々な訓練対応が可能となった。

(砺波地域消防組合消防本部)

山岳救助、震災救助、都市型救助に対応するため、新たに捜索救助隊を設立し、また、都市型救助用資機材の整備及び隊員の研修派遣を行っている。

第5 現場到着時間の短縮

災害が発生した地点が、当該地点を管轄する消防署よりも、隣接する市町村の消防署の方が近い場合、隣接する市町村の消防署から災害現場に出動する方が、災害発生地点を管轄する消防署から出動するより、現地に早く到着することができます。このように、消防が広域化することにより、現場到着時間の短縮を図ることができます。

また、現場到着時間の短縮を図るため、広域化後の区域において、消防署所を適正に配置することも考えられます。

【例】

(埼玉東部消防組合)

旧消防本部で保有していた23台の救急車を、高機能指令センターからの指令の一元化を図ることにより、管轄にとらわれることなく直近の車両を出動させ現場到着時間の短縮を図ることが可能となる。

(小田原市消防本部)

旧管轄区域境を超えて直近の署所からの出動が可能となったことから、現場到着時間が最大で4分51秒の短縮(12分11秒から7分20秒)を図ることができた。

第6 人事異動・研修の充実など組織の活性化

消防本部の規模が大きくなり、職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が容易になり、職務経験の不足や単線的な昇進ルートが解消します。

また、職員の体制が強化されることにより、高度な研修への職員の派遣が比較的容易となり、職員の能力向上、組織全体のレベルアップを図ることができます。

消防本部が広域化されると、分野にかかわらず、より多くの災害事案を経験

できることや、技術・知識の共有が進むことから、消防本部全体の能力の向上につながります。

【例】

(置賜広域行政事務組合消防本部)

計画的に消防大学校、消防学校、救急救命士養成所等に入校させることが可能となった。

(埼玉東部消防組合)

広域化前は、職員の年齢に偏りがみられる消防本部があったが、広域化により、組合全体の中で人事異動することができ、年齢構成が平準化し、適材適所の職員配置が可能となった。また、交替制勤務を3部制とすることで、同じメンバーで訓練を積み重ねることができ、統一された指揮体制の下で災害活動ができるようになった。

(東近江行政組合消防本部)

特に小規模消防本部の若手職員にとっては、広域化により災害事案が増加したことにより新鮮さを見出しており、両消防本部職員がお互いに刺激しあって良い職場環境になっている。小規模消防本部の職員にとっては、人事異動による新しい職場、新しい職務といった感覚が励みになっている。

第2節 広域化に対する懸念

消防の広域化は消防職員や消防署所等の削減を目的とするものではないことから消防力の低下が見込まれることはなく、住民にとってのデメリットはないと考えられます。また、次のような懸念等は広域化の阻害要因として考えられるものであり、知恵を出し合えば解消しうるものであると考えられます。

第1 広域化に伴う消防力の配置替えに対する懸念

規模が異なる消防本部が広域化を検討する場合、比較的大規模な消防本部にとっては、広域化の相手である小規模消防本部に現有の消防力が分散するのではないかと懸念があり、また、小規模な消防本部にとっては、大規模消防本部を中心に消防力が集中し、小規模消防本部が管轄する地域の消防力が低下するのではないかと懸念が示される場合があります。

【懸念に対する考え方】

広域化する前の消防署所の配置によって提供している消防サービスを低下させないことを前提に最適な消防力の配置を検討すれば現有の消防力は低下しません。

また、広域化後の消防力の最適な配置を検討した結果、地域によっては近くにあった消防署所が遠くに配置され、現場到着時間が遅くなるという場合もありますが、広域化により初動の出動体制等が強化されることから、総合すると消防力の強化が図られることとなります。

第2 消防本部と市町村との関係に関する懸念

消防本部と関係市町村の防災部局や消防団との連携がとりにくくなるのではないかという懸念が示される場合があります。

また、複数の市町村が一部事務組合等を設置して消防の事務を担う場合は、消防の責任が不明確になるのではないかという懸念が示される場合があります。消防事務を委託する場合は、委託先の市町村長が委託元の地域における消防に関する権限及び責任を担うことになることから、非常時に委託元の市町村長は指揮権を発揮することができないのではないかという懸念が示される場合もあります。

【懸念に対する考え方】

広域化後の消防本部と市町村の防災部局や消防団との連携の確保は、基本指針でもその必要性及び具体的な方策が規定されており、これらの方策によって市町村の防災部局や消防団との連携を図ることができます。例えば、市町村の防災部局との連携については危機管理担当幹部と消防長・消防署長による協議会を設置することや、消防団との連携については消防署所に消防団との連絡調整担当を配置することなどが考えられます。

また、複数の市町村が一部事務組合等を設置して消防の事務を担う場合は、関係市町村間において事前に調整しておくことにより、消防の責任を明確化しておくことができます。消防事務を委託する場合、関係市町村間で消防の運営を協議する場や委託先市町村に委託元市町村の意見を受け付ける部署を設置するなどにより、消防に関する情報共有や意見交換を実施し、委託元の市町村長の意見も消防の運営に反映させることができます。なお、市町村災害対策本部の本部員については、これまで市町村の職員のうちから任命することとされており、一部事務組合等により消防事務を処理している市町村の災害対策本部で

は当該市町村の職員として併任の発令をしない限り、消防長等を本部員に任命することはできませんでしたが、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員も、併任の発令なしに、本部員の対象となるよう見直されました（同法第23条の2）。

第3 具体的課題に対する意見の相違

広域化を実現させるためには、広域化の方式や、消防本部の位置、署所の組織体制等の調整事項が多岐にわたり、広域化対象市町村の間で具体的課題に対する意見が一致せず、調整を図ることができないのではないかという懸念が示される場合があります。また、規模の異なる消防本部が広域化を検討する場合、小規模消防本部側からは、具体的な課題を協議する前から、大規模消防本部の消防活動等の方法に従うことになるのではないかという不安感が示される場合があります。

【懸念に対する考え方】

すでに広域化を実現した事例を参考にすることにより、課題の調整を図ることができます。この場合、消防庁に登録されている消防広域化推進アドバイザーの派遣を消防庁に要請し、具体的な助言を直接受けることができます。

また、都道府県に対して広域化対象市町村間の仲介等の支援を要請することとも考えられます。

広域化の協議の開始に当たっては、消防本部の規模の大小にかかわらず、関係者が納得するよう、協議のルールを事前に設定しておくことにより、小規模消防本部の漠然とした不安感を減じることができます。

第4 財政負担の在り方

広域化により、各市町村の財政負担が増大するのではないかという懸念が示される場合があります。

【懸念に対する考え方】

財政負担の方法については、基準財政需要額の割合で負担する方法、人口割合で負担する方法、その両方を勘案して負担する方法など、いろいろな方法が考えられますが、例えば、当分の間は、現在の財政負担額を超えないように算定方法を工夫すること等により財政負担の増大を抑えることができます。

広域化を実現した団体も財政負担の方法をそれぞれ工夫していますので、財

政負担の在り方を検討するために消防広域化推進アドバイザー派遣制度を活用することも可能です。

いずれにせよ、財政負担の在り方については、関係市町村間で十分に検討する必要がありますが、地域における将来の人口動態や消防力の見通しを踏まえ、消防力を維持・強化するという視点を関係者で共有した上で検討する必要があります。

第5 広域化を実現するために必要な事務負担及び経費負担

協議会に職員を派遣することにより、従来の業務を少ない職員で担うことになり、事務負担が増大するのではないかという懸念が示される場合があります。また、広域化に伴い、消防本部の名称変更による装備、被服、看板等の変更等臨時的な経費が大きな負担になるのではないかという懸念が示される場合があります。

【懸念に対する考え方】

広域化に関する事務は一時的な負担であり、広域化後は消防体制の強化が図られることから、長期的にみれば効率的に事務作業を行うことができるようになりますと考えられます。なお、協議会への職員の派遣については都道府県に対して要請することも考えられます。

また、広域化に伴う臨時的な経費については、消防広域化支援措置として特別交付税措置が講じられており、負担の軽減を図ることができます。

第3章 広域化の制度の概要

平成18年に消防組織法が改正され、新たに市町村の消防の広域化に関する章が設けられ、消防の広域化の定義及び理念、消防庁長官が定める基本指針、都道府県が定める推進計画及び都道府県知事の関与等、広域化対象市町村が作成する広域消防運営計画、並びに国の援助等について規定されました。

第1節 消防組織法に基づく枠組み

第1 消防の広域化の定義及び理念

市町村の消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」（消防組織法第31条）と定義され、市町村の消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない」（同条）こととされています。従って、消防の広域化は、消防署や職員の削減を目的とするものでないのは、第1章第2節のとおりです。

市町村の消防の広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同処理する組合（一部事務組合又は広域連合）の設立、既存の組合の構成市町村の増加、消防事務以外の事務を処理する組合の事務に消防事務を追加すること、消防事務を他の市町村に委託することが考えられます。

なお、消防団については、市町村の消防の広域化の対象としておらず、従前どおり各市町村単位での設置を基本としています。

第2 基本指針の内容及び改正概要

消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防の円滑な運営を確保するための基本的な指針を定めるものとしています。（消防組織法第32条）

この基本指針においては、

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- ③ 後述する推進計画において定める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する基準
- ④ 推進計画において定める自主的な市町村の消防の広域化を推進するために

必要な措置に関する基準

- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- について定めることとされています。

この基本指針に基づく広域化の推進は平成24年度末でその期限を迎えましたが、広域化は一定の進展をみたものの、管轄人口10万未満の小規模な消防本部が全消防本部数の約6割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模な消防本部が抱える課題が依然として克服されていないことから、第26次消防審議会による、消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申（平成24年9月7日）も踏まえ、基本指針を改正し、広域化の推進期限を5年程度延長し、平成30年4月1日としました。

また、改正前の基本指針では、推進計画に定める市町村の組合せに関する基準として、消防本部の規模は大きいほど望ましいとした上で、管轄人口の観点からいえばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしていましたが、改正後の基本指針では、地域によって実情が異なることから、30万以上の規模目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要があるとしました。

さらに、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして都道府県知事が指定する消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設けました。

これらにより、広域化の着実な推進を図ることとしています。

第3 推進計画の策定

都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならないとされています。（消防組織法第33条第1項～第3項）

推進計画においては、

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- ③ ②の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- ④ ③の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要

な措置に関する事項

- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

について定めるものとされています。

また、都道府県は、推進計画の策定又は変更の際には、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないこととされています。

第4 都道府県知事による関与等

消防の広域化については、消防事務を処理する主体である市町村における取組が重要であることはもちろんですが、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県において、市町村相互間の調整等に積極的な役割を果たすことも必要です。そのため、消防の広域化に関する都道府県知事の関与等について以下のとおり定められています。（消防組織法第33条第4項、第5項）

第一に、都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあったときは、市町村の消防の広域化について、市町村相互間における必要な調整を行うものとされています。

第二に、都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとされています。

第5 広域消防運営計画の作成等

広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）を作成するものとされています。（消防組織法第34条）
広域消防運営計画においては、おおむね

- ① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
 - ② 消防本部の位置及び名称
 - ③ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- について定めるものとされています。

第6 国の援助及び地方債の配慮

都道府県知事による市町村に対する援助と同様に、国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとされています。（消防組織法第35条）

また、広域化対象市町村が推進計画に定める組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとされています。

第2節 広域化の方式

消防の広域化は、主に一部事務組合若しくは広域連合による方式（以下「組合方式」という。）又は事務委託による方式（以下「委託方式」という。）のいずれかの方式を用いて行われることとなります。

組合方式又は委託方式については、それぞれ次のような利点及び留意点があることから、これらを十分に考慮した上で、各地域において地域の実情に応じた最適な方式を選択することが必要です。

第1 組合方式

（1）一部事務組合方式

一部事務組合は、地方自治法第284条第2項の規定により設けられる特別地方公共団体で、複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織です。

一部事務組合方式については、一般に構成市町村が基本的に同等の立場で組合運営に参画できる一方で、構成市町村間の調整が必要なため意思決定の迅速性に欠けるおそれや、組合に対して構成市町村の議会や住民からのチェックが行き届きにくくなり、責任の所在が不明確となるおそれがあるという指摘もあります。

また、組合そのものを運営するための事務局を必要とする面もあります。特に持ち回りで組合管理者を定める場合には、責任の所在が不明確とならないように万全を期す必要があります。一部事務組合の設立、組織及び規約の変更、解散に係る手続きは地方自治法に定められていますが、その概要は次のとおりです。

一部事務組合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

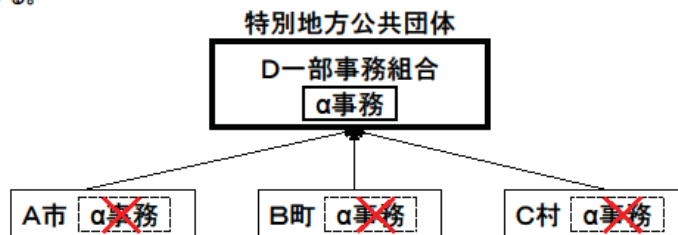
④ 設置数

1,546(構成団体:延べ9,993団体)
※H24.7.1現在

② 制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。(地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。)

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

なお、平成24年の地方自治法の改正により、特例一部事務組合が創設され、規約で定めるところにより、一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとされました。これは、一部事務組合の実態において、合併の影響もあって、構成団体数が少なくなっていることや議会の議案の数が限られ政策的な内容も少なくなっていることなども背景にあるとされています。

(2) 広域連合方式

広域連合は、一部事務組合と同様に地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、同法第284条第3項の規定により設けられますが、これは、様々な広域行政需要に適切かつ効果的に対応するために、平成7(1995)年6月の地方自治法の改正により創設された制度です。

処理されている事務は、消防や上下水道、ゴミ処理、福祉、学校、公営競技の運営など一部事務組合とほぼ同じですが、国又は都道府県に対しその事務・権限を委譲するように要請することができる(同法291条の2第4項及び第5項)等一部事務組合と比べて権限が強くなっています。広域連合の長は広域連合長と呼ばれます。

広域連合の多くは基礎自治体（市町村）の連合ですが、「彩の国さいたま人づくり広域連合」のように広域自治体（都道府県）と基礎自治体の連合もあります。

なお、一部事務組合と広域連合の主な相違点は、次のとおりです。

- ① 広域連合は、広域計画の作成が必要なこと（同法第284条第3項）。
- ② 広域連合は国又は都道府県から直接に権限又は事務の委任を受けることができる（同法第291条の2第1項及び第2項）が、一部事務組合にはこのような規定はないこと。
- ③ 広域連合は、関係団体に対し、規約の変更を要請することはできる（同法第291条の3第7項）が、一部事務組合にはこのような規定がないこと。
- ④ 広域連合に対しては直接請求を行うことができる（同法第291条の6）が、一部事務組合に対しては原則としてできないこと。
- ⑤ 広域連合の議会の議員及び長の選挙方法は、直接選挙又は間接選挙によることとされている（同法第291条の5）が、一部事務組合は規約の定めるところにより、選挙又は選任される（同法第287条第1項第5号及び第6号）こと。

広域連合の設立に関する手続きも地方自治法に定められていますが、その概要は次のとおりです。

広域連合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条、第285条の2、第291条の2～第291の13

④ 設置数

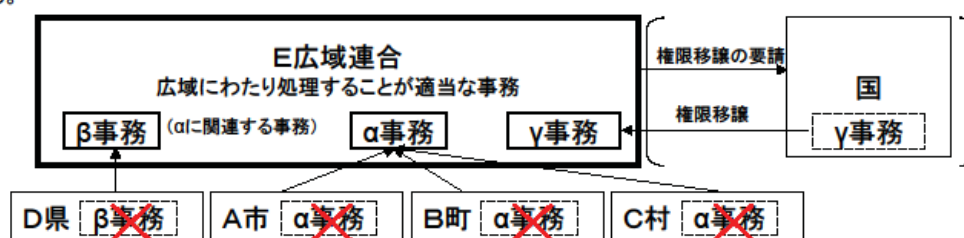
115（構成団体：延べ2,351団体）※H24.7.1現在

② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他（地方債など）※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

第2 委託方式

委託方式は、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して、その普通地方公共団体の長等にこれを管理執行させるものです（地方自治法第252条の14第1項）。

例えばA市がB市に消防事務を委託した場合、A市の消防事務は、原則としてB市の名において行われ、A市は消防事務を処理する権限はなくなることになります。

こうしたことから、委託方式を採用する場合にあっては、関係市町村間で消防の運営を協議する場を設けるなどにより、委託市町村と受託市町村の相互の意思疎通に特に意を用いる必要があります。

委託方式の手続きの概要は、次のとおりです。

事務の委託の制度概要

① 根拠法令

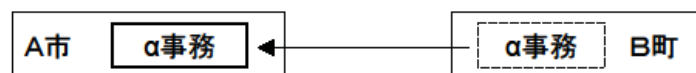
地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。



③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

（平成24年7月1日現在）

	環境衛生	防災	厚生福祉	その他	合計
委託件数	621	357	336	4,354	5,668

第3 各方式の主な特徴及び相違点

共同処理の各制度の概要及び運用状況は次の表のとおりです。

広域連携の仕組みと運用について		
共同処理制度	制度の概要	運用状況(H24.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	協議会	○設置件数:191件 ○主な事務:広域行政計画等31件(16.2%)、視聴覚教育25件(13.1%)、消防14件(7.3%)
	機関等の共同設置	○設置件数:400件 ○主な事務:介護認定審査130件(32.5%)、公平委員会113件(28.3%)、障害区分認定審査104件(26.0%)
	事務の委託	○委託件数:5,668件 ○主な事務:公平委員会1,165件(20.5%)、住民票の写し等の交付1,159件(20.4%)、競艇853件(15.0%)
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	○設置件数:1,546件 ○主な事務:ごみ処理398件(25.7%)、し尿処理352件(22.8%)、消防282件(18.2%)、救急282件(18.2%)
	広域連合	○設置件数:115件 ○主な事務:後期高齢者医療51件(44.3%)、介護認定審査43件(37.4%)、障害区分認定審査30件(26.1%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(新産業都市建設事業団(青森県))については、なお従前の例によることとされている。

また、一部事務組合と広域連合の主な相違点は次の表のとおりです。

一部事務組合と広域連合の主な相違点		
区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない。	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない。
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部)を当該広域連合が処理することとよう要請することができる。
構成団体との関係等	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能 ・公平委員会、監査委員は必置	・議会—長(執行機関) ・公平委員会、監査委員、選挙管理委員会は必置
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。

第3節 消防の広域化と消防指令業務の共同運用の関係

消防庁は、消防力の効率的運用や費用面に節減効果があること等から、消防庁次長通知（平成17年7月15日消防消第141号）により、消防指令業務の共同運用を推進してきました。第26次消防審議会の「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」（平成25年6月11日）では、「国としては消防の広域化をまずは優先的に推進し、個別事務の共同処理の推進はいわば次の策として位置づけることが適当であると考え。」としつつ「他方、（略）広域化の実現までに時間を要すると認められる地域等については、当面は個別事務の共同処理を推進する等、地域の実情に応じた取組を行うことが重要である。」とされました。

消防指令業務を共同運用する場合、その方式としては、①事務委託、②職員の共同設置、③協議会が考えられます。責任の所在等が明確になるということから、事務委託方式が望ましいとされていますが、関係団体間の関与・負担等が均衡するという観点からか、現在、協議会方式により共同運用している例が多くなっています。

消防指令業務を協議会で運用する場合の責任の在り方に関して、協議会の事務として発せられる指令は関係団体の指令としての効力を有することになると考えられ、仮に指令に瑕疵等があって不法行為の賠償責任問題などが発生したとすると、関係団体がその行為の責に任ずる者と解されており、その責任は原則として各団体の連帯責任と解すべきものと考えられています。

各地域においては、それぞれの地域の実情を踏まえながら、各方式のメリットや課題、各消防長の指揮命令権限の在り方等についても十分に検討し、今後の消防体制がより充実強化される方向での検討が求められます。

第4章 どのような手順で広域化を考えればよいか。

第1節 消防の広域化協議の全体像

まずは、市町村内で、地域の消防力の現況と将来の見通しを整理し、課題を明らかにすることが重要です。広域化の必要性が認められれば、関係する市町村や都道府県の行政関係者等を中心に勉強会等により、広域化の組合せや可能性等について検討し、方向性を定めます。この際、消防の広域化が住民生活に大きな影響を与えるものであることを考えると、行政関係者だけではなく、議会関係者や、必要に応じて住民代表者等も交えて検討を深めることも考えられます。

次に、市町村議会での議決により法定協議会を設置し、広域消防運営計画に定める項目（第5章参照）について協議し、広域消防運営計画を策定します。この場合、構成市町村の議会の議員や学識経験者を法定協議会の会長又は委員として加えることも可能です。なお、広域消防運営計画は、法定協議会ではなく、議会の議決を要しない任意の協議会において策定することも可能です。

関係市町村長が広域消防運営計画を承認し、組合方式の場合は、地方自治法の規定に基づき、議会における議決を経て、知事の許可により正式に広域化が決まります。委託方式の場合は知事の許可は必要ありません。

第2節 広域化に対する姿勢

第1 市町村長、市町村議会議員、消防長、消防職員、市町村長部局等の姿勢

法定協議会を設置するなどして広域化を検討してきたものの、広域化の実現に至らなかった地域においては、改めて、地域の消防を取り巻く環境の変化、将来の人口動態、地域の消防力や消防に要する財政の見通し、今後想定される大規模な災害の可能性などの点について、客観的に分析し、広域化の必要性を再確認し、関係者間で広域化の必要性を共有することが重要です。また、広域化の実現に至らなかった原因を踏まえて、必要に応じて、広域化の対象となる市町村の組合せを改めて検討することも考えられます。また、都道府県に積極的な調整を要請することも考えられます。

消防の広域化を検討する気運がないとする地域においては、まずは、地域の消防力の現況及び将来の見通し、広域化によるメリット等に着目し、これらを消防関係者だけではなく市町村長部局等すべての関係者間で共有するとともに、

広域化により消防力の強化を図ることができる可能性のある対象地域を検討し、広域化に向けた協議を開始する必要があります。

非常備町村は、消防組織法における広域化の推進を機会に、地域における将来の消防体制を地域の関係者と検討し、常備化と合わせて周辺地域との広域化について検討する必要があります。

既に広域化を実現した地域は、現在、広域化に伴う整備事業や各種調整を行っていると思われますが、このような地域においても、広域化の協議の途中で離脱した市町村がある場合や、さらに大きな地域において消防事務を遂行した方が効果的・効率的であると考えられる場合は、さらなる広域化が望まれることもあります。改めて、地域の将来の消防力を見通し、更なる広域化の必要性、可能性がないか、検討することが求められます。

第2 住民から見て

住民の中には、消防の広域化が推進されていることをご存知ない方もいるかもしれませんが、消防が住民の生命、身体及び財産に直接影響を及ぼすことになることから、住民に対しても協議の段階から適時に説明することが必要であり、必要に応じて、住民も交えて議論することも考えられます。

その際、役所・役場は、客観的なデータに基づく現在の消防の体制を維持した場合の将来像や財政状況の現状などを提示することが必要です。

第3節 市町村長のリーダーシップ

第1 信頼関係が鍵

消防の広域化において最も重要な役割を果たすのは、市町村の議会とともにその地域の住民に対し最も大きな責任を有する市町村長であり、そのリーダーシップが広域化の実現の成否を分けます。地域及び住民にとって最善の選択をすべく長期的な視野をもって判断するためにも、関係する市町村長同士の信頼関係の醸成が重要です。

市町村合併やこれまでの消防の広域化の検討の中で、広域化の議論がいったん白紙となった地域においても、あらためて市町村の消防の現況や将来の見通しを勘案し、市町村長のリーダーシップの下に、広域化の協議の再開に向けた取組を行うことが必要です。

第2 消防の広域化論議でつまづく場合

地理的な状況等を勘案すると、広域的に消防事務を実施した方が効果的・効率的であることを、地域の間で認識を共有している場合であっても、関係市町村間の消防力や財政力が大きく異なる場合は、広域化の論議に消極的になる場合があります。

しかしながら、人口減少社会にあって、消防力や財政力が相対的に大きい市町村であっても、将来的に現在の体制で消防力を維持・向上することが困難な地域は多いと考えられます。市町村の行政関係者は、短期的な有利・不利にとられることなく、大局的な視野に立って広域化を検討する必要があります。

また、一部の地域では、恒常的に相互応援に依存している場合もあり、この体制で特段の問題が生じていないために、広域化に取り組む必要性を感じていない場合もありますが、恒常的に相互応援に依存することが住民にとって真に適切なのか、非常時に適切な消防サービスを提供する体制なのか、改めて考える必要があります。

一時の課題を乗り越え、住民に適切な消防サービスを提供する体制を整えることは、住民の生命、身体及び財産に責任を有する各市町村長に求められる責務であると考えます。

第3 消防の広域化論議が具体化する契機

消防の広域化論議が具体化する契機は様々です。特に、大規模災害が発生した地域においては、体制を見直す契機となると思います。しかし、災害が発生し、消防の体制が脆弱だったために、住民の生命、身体及び財産を守ることができなかったという事態は回避する必要があります。

総論として広域化の必要性を認めていたとしても、具体的な一步が踏み出せない場合は、市町村長がそのリーダーシップを発揮できる環境づくりが極めて大事となります。そのために、消防だけではなく、財政担当部局等も加えて、検討する体制を整える必要があります。

第4 確固たる決意

消防の広域化に関して、一番重要なのは、市町村長の広域化にかける決意であり、それを受けて、行政関係者、議会関係者、住民が理解を深め、広域化の必要性を共有することが極めて重要です。

「すべては住民のために」という想いで消防の広域化に取り組み、広域化を

実現した団体もあります。首長の姿勢こそが、広域化を成就させる極めて重要な条件です。

第4節 市町村議会の権限と責任

消防の広域化の最終的な判断機関は、市町村の議会です。法定協議会の設置や規約の議決など、最も重要な場面で意思決定をするのが議会であり、その判断により広域化は決定します。このように市町村議会は、広域化について極めて大きな権限と責任を有するだけに、地域の将来を考え、大局的な見地からの意見調整が強く期待されます。また、市町村長が広域化協議に二の足を踏んでいる場合に、議会が率先して協議の具体的な行動に出ることも考えられます。

第5節 協議の体制

第1 協議会について

地方自治法第252条の2では、普通地方公共団体はその事務の管理及び執行について、連絡調整を図り又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、協議会を設けることができるとされています。そのため、広域化対象市町村は、この地方自治法上の協議会を設けて広域消防運営計画を作成することも考えられます。

第2 法定協議会と任意協議会

法定協議会を設置するためには市町村議会の議決を経る必要がありますが、法定協議会において協議する前に十分に調整をしたいとの意向が働く場合があることなどの理由から、広域化対象市町村の数、人口、規模などによっては、地方自治法上の協議会を設けることなく、まずは、議会の議決を要しない任意の協議会により協議や検討を行ってから法定協議会を設置し、広域化について協議することも考えられます。また、法定協議会を設置せず、任意協議会で広域消防運営計画を作成する事例もあります。

第3 協議会を設置する前に準備すること

協議会を設置するまでの準備作業として次のような手順を踏むことが考えられます。

- ① 関係市町村においてそれぞれ広域化についての内部検討を行う。
- ② 関係市町村間の部課長級等職員（消防本部の部課長や市町村の部課長など）で連絡会を設ける。
- ③ 連絡会で検討された問題を副市長級の協議の場で議論する。

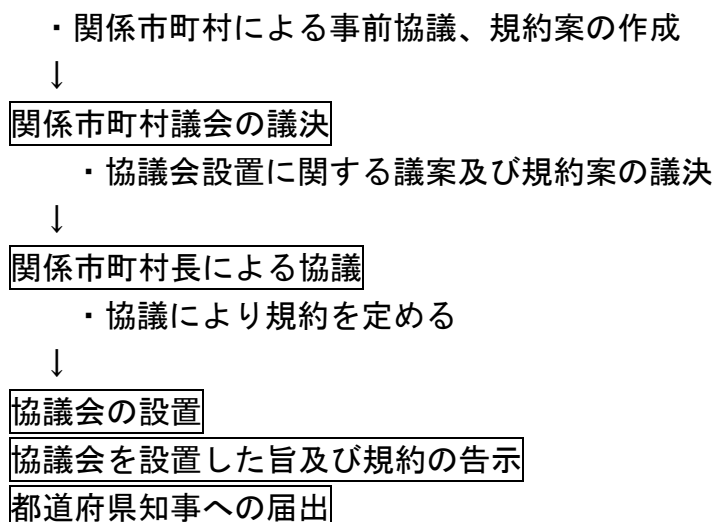
こうした手順を経て、あるいは並行して、

- ④ 市町村長・議長、消防長、学識経験者等（必要に応じ都道府県職員、住民代表等）を加えた協議会を立ち上げる。

これらを参考として地域の実情に即した体制を整え、手順を経て議論を積み重ねることにより、意見を集約していくことが望まれます。

第4 法定協議会設置の手続

地方自治法上の協議会を設置する場合には、地方自治法の規定に基づき、以下の手続が必要となります。



協議会の規約の準則は、参考編を参照して下さい。

地方自治法上の協議会を設けて広域消防運営計画を作成する場合、地方自治

法第252条の3の規定が適用されますが、同条第2項では、「会長及び委員は関係普通公共団体の職員のうちから、これを選任する。」と規定されていることから、この規定を適用すると当該協議会の委員には関係市町村の職員しか就任できないことになります。しかし、消防の広域化が住民生活に大きな影響を与えるものであることを考えると、その協議を行うための協議会の構成員に議会の議員や住民代表を中心とした学識経験者を加えることも重要であることから、地方自治法の特例として、消防組織法第34条第3項の規定により、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができることとされています。

第6節 情報提供の重要性

第1 市町村議会議員や消防職員への情報提供

市町村議会議員は住民の代表であり消防の広域化の実質的な判断機関であることから、広域化の検討の進捗状況を適時に報告することが重要です。

また、当事者たる消防職員等は、広域化により職場の環境や業務の体制が変わることになることから、広域化後の影響について、丁寧に説明する必要があります。

第2 住民に対する情報公開

協議会における議事を公開するかどうかについては、特段の決まりはありませんが、消防の広域化が住民のために行われるものであることを踏まえると、原則公開とすべきだと考えられます。

また、公開することにより、行政の透明性を確保し、もって行政への信頼性が高まることが考えられます。また、住民の関心の高まりに貢献することにつながります。

公開の方法として、インターネットを通じて協議会における検討状況等に関する情報を提供することが一般化しています。各協議会のホームページでは、関係市町村の紹介や協議会委員の構成などの情報や、協議会の配付資料や協議結果、議事録など、多くの情報が公表されています。

第7節 都道府県の役割について

第1 消防組織法上の役割

消防の広域化は市町村の自主的な意思に基づき行われるべきものです。しかし、その実現に際しては必然的に他の市町村との連携・調整・協力が必要となり、広域化を円滑に進めていくためには、都道府県が関係市町村の合意形成のために積極的に関係市町村間の仲介の労をとることなどが 필요합니다。このことから、平成18年に消防組織法が改正され、都道府県の役割が明確化されました。

消防組織法では、都道府県は市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならないとされており、市町村の消防の現況や将来の見通し、広域化対象市町村の組合せ、消防の広域化の推進に必要な措置に関する事項等について定めることとなります。

また、広域化対象市町村の中には、広域化の協議が行き詰まる事態等も想定されますが、そのような事態を打開するためにも、都道府県はより積極的な役割を果たすことが求められています。

さらに、都道府県知事は、市町村に対し、情報の提供その他の必要な援助を行うこととされており、調査研究、普及啓発、職員の派遣等、必要となる援助を行う役割を担っています。例えば、一部事務組合等の設置に関する事務については都道府県の消防担当部局ではなく市町村担当部局が担っていると考えられますので、市町村への援助を行う場合は、必要に応じて、都道府県内の関係部局が連携して市町村に必要な援助を行うことが求められます。

第2 基本指針上の役割

第2章第2節第2で述べたように、平成25年4月1日に基本指針が改正され、都道府県知事は消防広域化重点地域を指定することができるという枠組みが創設されました。都道府県知事が消防広域化重点地域の指定を行ったときは、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容を公表することとしています。

例えば、広域化を推進するための体制の整備、住民及び関係者に対する情報提供・普及啓発等、当該重点地域に対する情報提供、相談対応体制の確保、協議会への職員の派遣、補助金の交付等の財政支援が考えられます。

第8節 国の支援について

国は、都道府県及び市町村に対し、情報の提供その他の必要な援助を行うため、消防広域化推進本部を設置し、消防庁を挙げて消防の広域化を推進する体制を構築しており、市町村からの個別の相談も受けつけています。

また、地域における広域化をめぐる議論が実のあるものとなるよう、都道府県や市町村に加え、一部事務組合や広域連合、協議会等（勉強会等を含む。）各地域の様々な主体からの要請に応じて、消防庁の負担により、消防広域化推進アドバイザー（広域化を実現した消防関係者等）及び消防庁職員を全国に派遣することとしています。

さらに、消防広域化事業に要する経費に対する財政措置を講じています。

各地域においては、これらの支援策を積極的に活用することが期待されます。

第5章 広域消防運営計画の重要項目は何か

第1節 協議会で議論すべき事項について

広域化に当たっては、消防本部及び署所の配置、組織体制、職員の任用・身分取扱い、通信指令システムの統合、財産及び債務の整理等様々な事項を協議調整する必要があります。それらを整理し、広域化のメリットを十分に発揮するために広域消防運営計画を定めることとします。協議会において議論すべき事項の中心となるのは、広域消防運営計画に定めることになる項目です。

広域消防運営計画とは、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画であり、消防組織法第34条に定められています。広域消防運営計画に盛り込むべき事項は、関係市町村の間で、地域の実情に応じ、関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、同条において、特に重要であると考えられる事項について例示されており、具体的には、次の7つの項目が基本的な事項であると考えられます。

第2節 基本7項目

第1 広域化の方式及びスケジュール

消防の広域化は、消防事務を処理する一部事務組合、広域連合又は事務委託のいずれかの方式を用いて行われることになります。これらの方式の特徴や相違点等については、第3章第2節を参照してください。

広域化の方式は最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであることから、優先して議論されるべき事項であると考えられます。一方、広域化前後の消防力や財政負担等についてシミュレーションした上で広域化の方式を検討する必要があるという考え方もあることから、協議会において様々な角度から検討した段階で広域化の方式を選択することも考えられます。

また、広域化のスケジュールのポイントとしては、合意形成に要する期間、住民に対する周知期間、広域化時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長等の任期、システムの統合時期等を総合的に勘案して判断されるものだと考えられます。

第2 広域化後の組織

広域化後の消防本部の位置及びその名称については、広域化後の市町村の消防に関する重要な事項であるため、協議事項として消防組織法において例示されています。その他、消防本部の内部組織、消防署所の名称・配置・管轄区域、指令センター・部隊の運用方法、職員の勤務形態などについて協議する必要があります。

第3 職員の処遇等

広域化後の職員定数、採用計画、身分（処遇、階級）、給与（諸手当を含む）、福利厚生、教育・訓練・研修等について協議する必要があります。

消防吏員の階級は消防活動を効率的に行うため、消防吏員の指揮統率上必要不可欠なものであり、全国的に統一性を確保するよう、消防組織法第16条第2項に基づき、消防吏員の階級の基準（昭和37年5月23日消防庁告示第6号）が定められており、特に消防長の階級については、消防吏員数又は人口によってどの階級を適用すべきかが定められています。なお、消防長と同じ階級を有する消防吏員を同一の消防本部内に置くことはできませんが、平成18年に消防組織法が改正された際に、広域化の経過措置として例外規定が設けられ、広域化前に消防長であった者は消防吏員でなくなるまでは従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができるとされています。

第4 施設整備

広域化後の消防庁舎や消防車両等の整備計画について協議する必要があります。なお、これらの整備計画を広域消防運営計画に盛り込む場合もありますが、広域化後に、広域消防運営計画とは別にこれらの整備計画を作成する場合もあります。

第5 経費負担等

消防に要する経費としては、人件費、消防本部・署所運営経費、施設等整備に要する経費等が考えられます。これらの経費を広域化後の構成市町村でどのように負担するか、その考え方は地域の実情により異なります。

例えば、人件費や消防署所の運営経費は広域化前の消防本部の区分により負担し、共通経費である消防本部の運営経費については、構成市町村の基準財政

需要額や人口などの比率により負担することも考えられます。

市町村の財政当局にとっては、広域化により財政負担が増加することを懸念する場合もあると考えられますが、広域化により消防力の増強が図られ、以て住民サービスが向上することから、経費負担が増加することから広域化に反対するとう結論を導くのではなく、市町村長を含めて、将来の消防力を十分に勘案して検討する必要があります。

いずれにせよ、経費負担の在り方が広域化の成否を決めると考えられることから、常に広域化の趣旨や目的を念頭に置きながら、柔軟な態度で臨むことが必要です。

第6 消防団との連携確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという性格上、消防組織法に基づき推進する広域化の対象とはされておらず、一市町村に一団を置くことを原則としています。消防団の事務を処理する体制については、各市町村長部局で処理する場合や、消防本部（単独又は組合等）で処理する場合があるところ、広域化に当たっては、市町村と消防団との関係等地域の実情に応じて、検討する必要があります。

いずれにせよ、広域化後も消防本部と消防団の緊密な連携を確保することが必要です。これらの連携の確保の具体的な方策の例は基本指針に定められており、これらを参考にして、地域の実情に応じた連携確保の方策を検討し、広域消防運営計画に定めることになります。

第7 防災・国民保護担当部局との連携確保

防災・国民保護に関する事務は消防事務と密接な関係性を有しており、常に連携を確保・維持すべきですが、当該部局と広域化後の消防本部の設置主体が異なることから、これらの間の緊密な連携を確保する方策を事前に定めておくことが必要です。

これらの連携の確保の具体的な方策の例は基本指針に定められており、これらを参考にして、地域の実情に応じた連携確保の方策を検討し、広域消防運営計画に定めることになります。